新宮市文化複合施設
管理運営実施計画書

令和2年1月

新宮市

目次

Ⅰ. はじめに・・ 1
Ⅱ. 計画の経緯・・・ 2
Ⅲ. 基本理念の整理・・ 3
ⅰ. 基本理念と基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
Ⅳ. 管理運営実施計画・・ 5
ⅰ. 事業活動計画・・ 5
ⅱ. 貸館計画・・・ 13
ⅲ. 組織計画・・・ 20
ⅳ. 事業評価・・・ 28
ⅴ. 広報宣伝計画・・ 30
ⅵ. 収支計画・・・ 31
ⅶ. 危機管理・安全対策・・・ 33
Ⅴ. 開館までの年次計画・・・ 35

参考資料・・ 36
1. 新宮市文化複合施設管理運営検討委員会の開催状況
2. 新宮市文化複合施設管理運営市民ワークショップ
3. 新宮市文化複合施設市民ワークショップ プレイベント実行委員会の開催状況
4. 新宮市文化複合施設開館前自主事業(プレイベント)開催状況
5. 新宮市文化複合施設市民講座の開催状況

Ⅰ．はじめに

本市では、平成20年3月に新宮市総合計画を策定し、まちづくりの基本理念を「一人ひとりがまちづくりの担い手」と制定しました。文化複合施設の整備においては、文化活動・文化観光都市としての拠点をつくることにより「まちの活力」と「にぎわい」を創出し、市街地の再生を目指すものです。平成23年2月には、多くの市民の方々の協力のもと、新宮市文化複合施設基本計画を策定し、建設に向けて事業を進めてまいりましたが、紀伊半島大水害により甚大な被害を受け、復旧復興を最優先として事業は一時中断しておりました。その後、事業を再開できたことは多くの方々のご協力があってのことと、深い感謝と敬意を表します。

文化ホール、図書館、熊野学センター機能を有する新しい文化活動の場は現在建設中であり、令和2年度末頃に完成する予定です。開館に向けてしっかりと準備を行い、この先永く活発な利用が続くように計画を実行していかなければなりません。これまで、有識者や民間委員の方々を中心に新宮市文化複合施設管理運営検討委員会を開催して、管理運営に関する協議を重ねていただき、市に提言をいただきました。

平成29年5月には提言内容を充分に反映することに努め、市の計画として「新宮市文化複合施設管理運営基本計画」を策定しました。さらには、基本計画をより具体化、実効性のあるものとするため、引き続き自由闊達な意見交換、検討を重ねていただき、令和元年 10 月に管理運営実施計画の策定に向けての提言をいただいたところであります。

本計画は、これまでの検討の成果をもとに、文化複合施設の基本理念をはじめ、事業活動計画及び貸館使用料設定の計画、組織、評価、広報宣伝、収支計画、危機管理などの諸計画を実行性のあるものにとりまとめたものであり、今後、これを基に管理運営の実現を図っていきます。

本計画の実行にあたっては、行政のみの力では成し得ない部分を多くの方々の「市民参画」により理想に近づけていくことが大切となってまいります。まちづくりの基本理念「一人ひとりがまちづくりの担い手」を継承しつつ、多くの方々とともに新宮市は「人とまちが輝き、『未来』へつなぐまち」へと進化していくことを目指します。

Ⅱ. 計画の経緯

■新宮市文化複合施設 計画検討概要

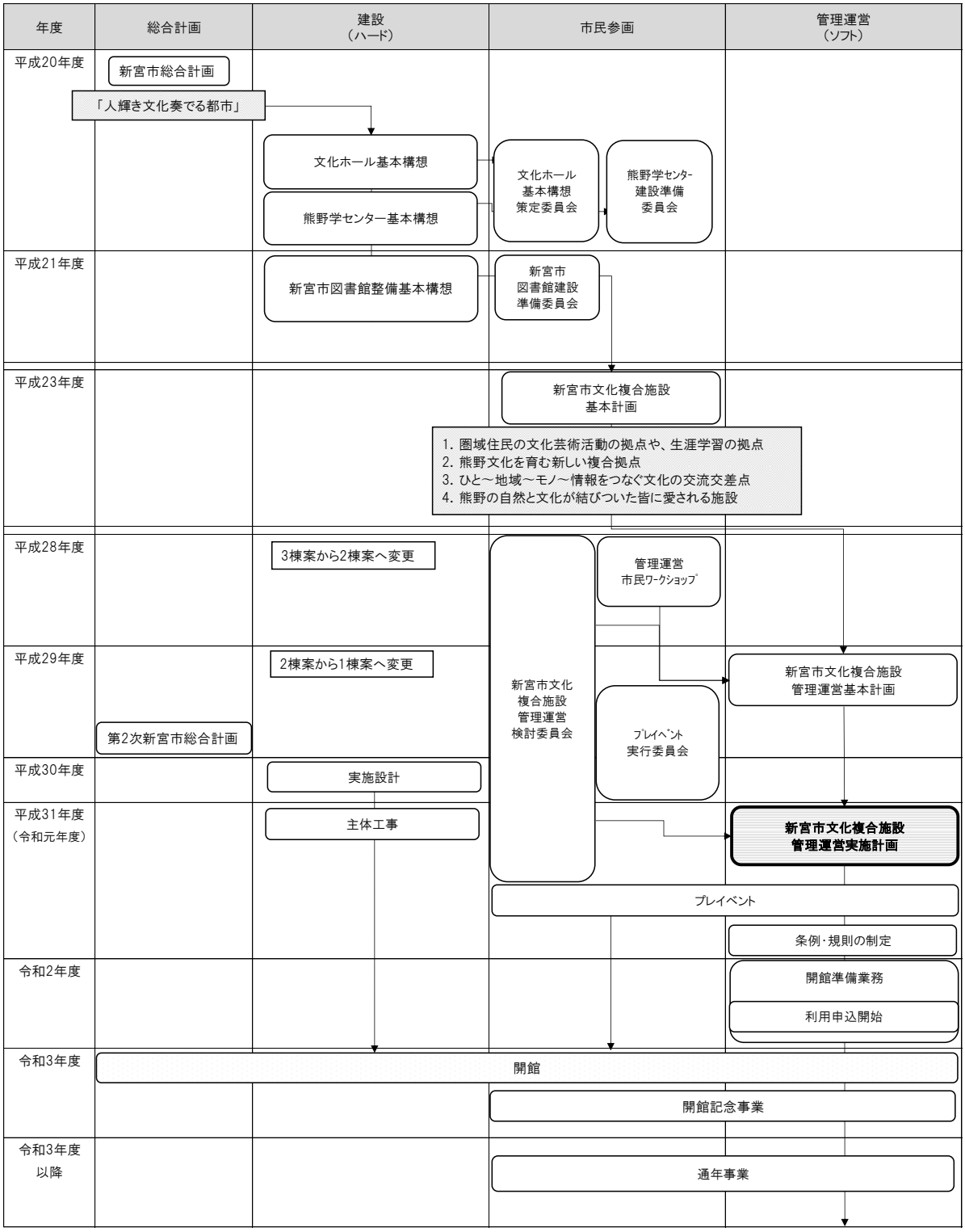

Ⅲ. 基本理念の整理

本管理運営実施計画でも基本理念を確認のもと、事業・貸館・組織・広報等の個別計画について具体化することが求められます。

ⅰ. 基本理念と基本的な考え方（『新宮市文化複合施設基本計画』平成 23 年 2 月策定 より）

新宮市文化複合施設建設にあたり、「新宮市文化複合施設基本計画」において、つぎのとおり３つの基本理念および４つの基本的な計画の考え方を定めています。

1. まちづくりの基本理念

○ 一人ひとりがまちづくりの担い手

新しい文化複合施設では、市民・熊野圏域住民・観光客・熊野ファン・研究者の皆が主人公です。

○ 人が中心となる文化複合施設

上述のとおり、一人ひとりがまちづくりの担い手として集い・つながり、そして育て・人にやさしく・人に感動することを理念とします。

○ いきいきとしたまちへ　人輝き文化奏でる都市

一人ひとりが担い手となり、中心となることで生まれた文化創造活動や市民生活の潤い、ふるさと愛や協働により、熊野の価値を創出し、文化的財産の蓄積をめざします。

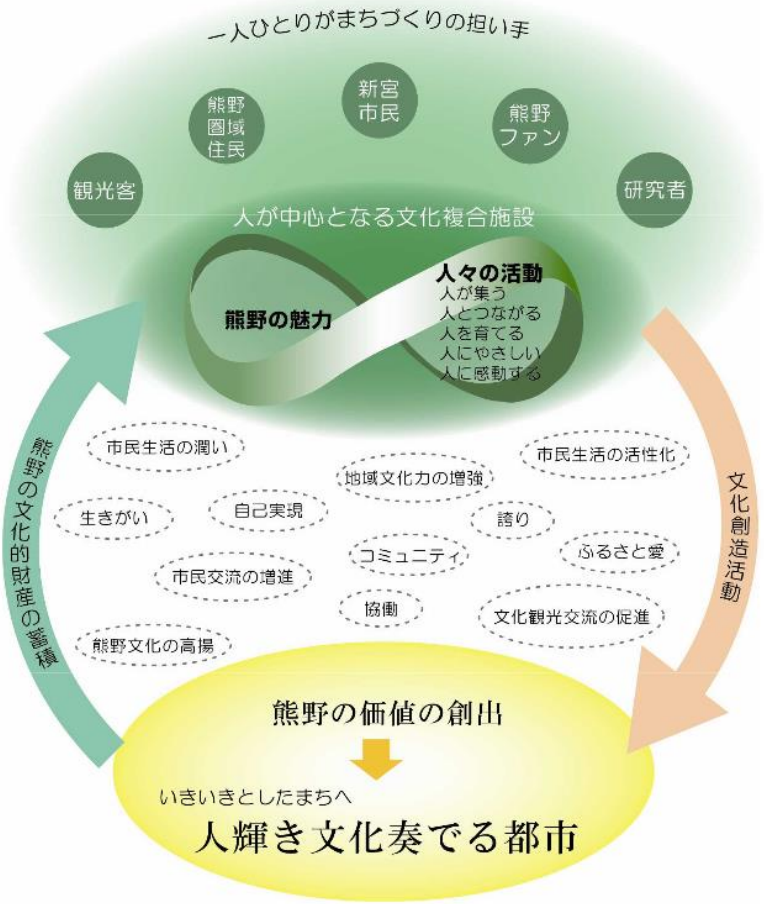

2. 基本的な計画の考え方

（1） 圏域住民の文化芸術活動の拠点や生涯学習の拠点

○ 文化活動を通じ圏域住民が発表・交流できる活動拠点
○ 質の高い音楽・芸術を鑑賞できる拠点
○ 地域コミュニティの絆を深めることにつながる様々な市民活動の場
○ 住民・地域・行政などが一体となって事業展開ができる拠点

（2） 熊野文化を育む新しい複合拠点

○ 3機能一体となった、熊野ならではの特色ある事業を展開する拠点
○ 人と地域の活力の増大を図る、施設と人・自然・文化の融合によって生まれる独自の空間
○ 訪れる度に新たな発見があり、知的好奇心が満たされる知恵や知識の泉、生きがいの得られる世界
○ 何度来ても飽きない新たな発見が生まれる出会いの場
○ 熊野学関連の情報の収集・活用・発信と文化財の恒久的な保存・活用が可能となる設備を備えた熊野学の研究拠点
○ 近隣および全国の類似施設と連携した、人的・物的広域ネットワークの形成

（3） ひと～地域～モノ～情報をつなぐ文化の交流交差点

○ 気軽に入れ、相互に交流ができる拠点
○ 次代を担う子どもたちを育て、「熊野の人と文化」の未来を拓く拠点
○ 地域力の向上を狙いとする、広域的ネットワーク拠点としての役割を果たすステーション
○ 文化を軸とする観光支援につながる、熊野の魅力を観（しめ）し、観光力の向上と地域の活性化に寄与する地域インフォメーションセンター

（4） 熊野の自然と文化が結びついた皆に愛される施設

○ 熊野の自然と地球環境に配慮した施設
○ 誇りとふるさと愛が持てる、熊野の精神を醸す施設
○ 人と人が密接にかかわり合える施設
○ 熊野（新宮）ブランドを高める付加価値がありながらも、コストパフォーマンスの高い施設

Ⅳ. 管理運営実施計画

新宮市文化複合施設（以下、文化複合施設）は、文化ホール・図書館・熊野学センター機能の一部の３機能を有する施設です。それぞれの機能が連携し調和した新宮市の新たな拠点となるために、管理運営の具体的な各種個別計画、方向性、対策等について以下の通り定めます。

ⅰ. 事業活動計画

1. 基本方針（『新宮市文化複合施設基本計画』より）

○「熊野文化」発信事業　○まちなか観光活性化事業　○多世代間交流事業
○人材育成・広報事業　○文化の継承

2. 事業の展開

文化複合施設では自主事業・貸館事業を運営の両輪とし、どちらも重要な事業として位置付けます。管理運営基本計画をふまえ、自主事業については施設の開館前から行うプレイベント、開館記念事業、そして通年事業へとつながる取り組みを実施し、継続・発展させていくものとします。いずれの事業においても３機能を有する施設の特徴を活かし、新宮市ならではの取組みをつくりあげます。貸館事業についても施設を貸し出すだけではなく、文化複合施設で活動する団体を増やすためのはたらきかけや、市民の文化活動向上を促すための助言を行うなど、積極的な推進が求められます。

また限られた予算の中で効率的に事業を実施するため、近隣施設との連携事業検討や各種補助金等の獲得、施設稼働率の向上による使用料収入の確保などについても重点的に取り組みます。

◆自主事業と貸館事業の位置付け

自主事業		貸館事業
実施主体：新宮市		実施主体：利用者
運営者が主体的に企画・実施。 市の文化政策や施設設置目的の実現、市民の希望を反映することなどを目的として取り組む。 主催事業：運営者が単独で実施 共催事業：他団体と共同で主催	活動意欲の向上を目指す 利用状況を事業企画に活かす	施設を利用者に貸し出す事業。 運営者は貸出だけではなく、効果的な実施に向けた助言・提案を行い、市民の文化活動の向上や、施設利用率の向上による賑わい創出を目指す。

3. 自主事業

1). 自主事業の方針（新宮市文化複合施設管理運営基本計画より）

管理運営基本計画において、自主事業の方針を下記の通り定めました。

① 「熊野文化」の新しい拠点として、発信・創造を推進する

・熊野学の研究発表や、保存・記録を行います。

・文化ホールと図書館が連携した新しい試みを行います。

・文化諸団体や熊野圏域住民と協力し、新たな「熊野文化」を創造していきます。

② 優れた文化芸術を体感する事業を行い、感受性・好奇心を育む

・市民の文化芸術への関心や参加意欲を高めるため、質の高い芸術作品を鑑賞・体験できる事業を提供します。

・文化諸団体と連携し、次代を担う人々の感受性・好奇心を育む事業を行います。

③ 幅広い世代の市民が集い、交流し、楽しむ事業を提供する

・身近で楽しめる事業を提供し、市内外からの来館者を増やすことで、新たな出会いを生み出し、幅広い世代間・地域間の交流を促進します。

④ 市民の文化活動発表の場をつくり、次世代を担う人材を育成する

・日々の文化活動の発表の場をつくり、あらゆる活動がスポットライトを浴びる機会をつくります。

・市民が主役となる事業を行うことで、次世代を担う人材を育成し、市民文化活動の拡大と継承を推進します。

⑤ 新宮市の文化資源を再発見し、地域文化への関心を喚起する

・新宮市に受け継がれてきた文化資源を再発見し、多くの人が地元の文化を知り、楽しめる事業を行います。

・理解しやすい事業の取り組みで気軽な参加を促し、地域文化への関心を喚起し、観光のまちづくりを目指します。

2). 自主事業の種類

新宮市内および熊野圏域から文化複合施設に多くの人が集まり、文化活動の拠点、賑わいを創出する拠点を実現するためには、幅広い世代が興味を持つ機会を提供することが必要です。また管理運営基本計画にも記している通り、新宮市ならではの独自性をもった事業を企画制作していくことも大きな役割となっています。そのため管理運営基本計画で記した事業 6 種類のうち、生涯学習事業と位置付けていた事業を「資料保存・公開事業」と「熊野文化魅力発信事業」に分けて具体化し、全 7 種類の事業を実施します。**特に新宮市の独自性、創造力を豊かに発揮するため、新たに加えた「熊野文化魅力発信事業」はすべての事業の中心となり、施設の理念を実現する重要な核として位置付けます。**

◆実施する自主事業の種類

事業種類	事業内容	事業例
鑑賞事業	市民のさまざまな芸術文化に対する要望と鑑賞意欲に応えるため行う、鑑賞を目的とした事業	コンサート･音楽公演 演劇･ミュージカル興行 など
普及･育成事業	ワークショップやアウトリーチ、その他の体験型事業など、芸術文化を普及し、芸術文化に親しみを持つ市民･芸術文化に取り組む市民の育成に努める事業。	体験型ワークショップ 歌舞伎の基礎講座 など
創造事業	創作ミュージカルや市民オペラ、美術作品の制作等、公演や展示など新宮市独自の文化の創造につながる事業	創作ミュージカル 市民参加型演劇 など
交流事業	フェスティバルやコンクールなど、芸術文化を通じて交流を図る事業。積極的にまちなかや熊野圏域住民との交流機会を創出する。	大道芸ストリート まちなかフェスティバル など
情報事業	定期的な情報誌の発行やインターネットの活用を通じて、施設での活動を発信するとともに、文化芸術をはじめ多様な市民活動に関する情報を受発信する事業	情報誌の発行 ホームページ管理 など
資料保存･公開事業	図書、視聴覚資料、電子資料等を収集、分類、保存、公開するとともに、熊野学に関する資料の収集、調査研究、保存、調査研究成果を公開する事業	熊野学講演会 熊野の絵解き講座 など
熊野文化魅力発信事業	新宮ならではの特色ある事業を展開する拠点として、熊野圏域とも連携しながら熊野文化の魅力を再発見し、保存継承していくことを目的とした事業	熊野総合芸術祭 など

3). 自主事業の実施バランス

自主事業の実施にあたっては、「熊野文化魅力発信事業」を中心に、7 種類の事業をバランスよく配置することが求められます。**事業のうち「普及・育成事業」、「交流事業」、「熊野文化魅力発信事業」の 3 種類を、新宮市における文化活動の底上げをする役割として重点的に実施するものとします。**また事業間の連携を活かすことで、例えば鑑賞事業で招いたアーティストにワークショップの開催を依頼し、普及・育成事業として同時に開催するなど、効果を高める事業づくりに努めます。加えて市内で行われている様々な催し・活動を文化複合施設の事業として取り入れることでまちなかとの連携を進めます。同時にアウトリーチ事業などを通じて施設からまちなかにも活動を広げていくことで、これまで文化施設に訪れる機会が少なかった使用者にも親しみのある施設になることを目指します。

◆事業種類の位置付け

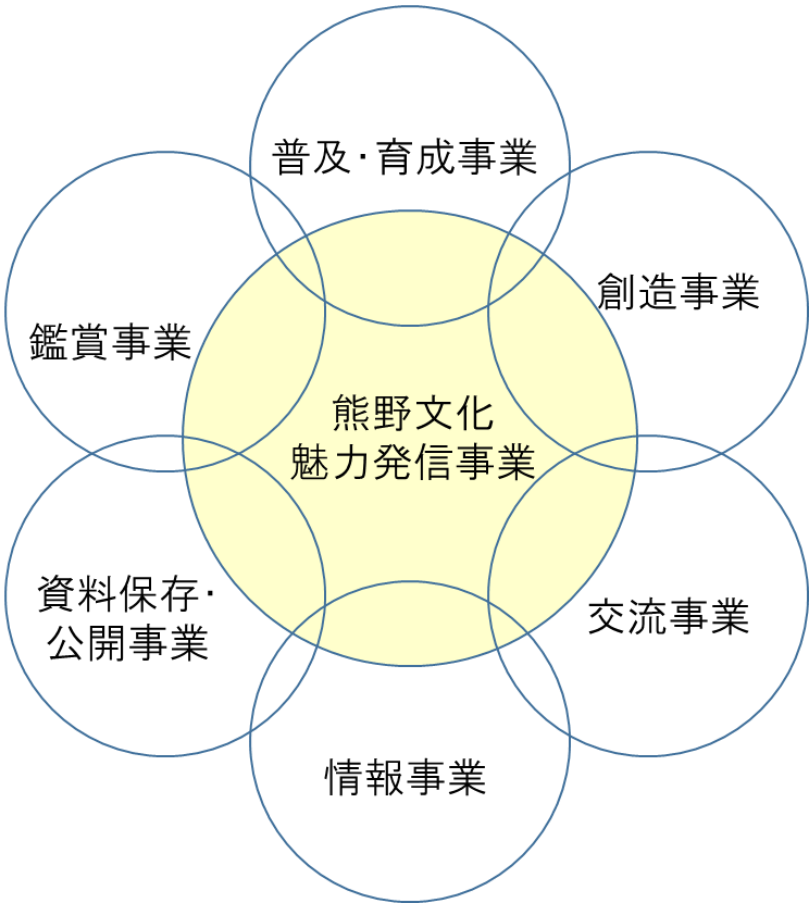

◆事業連携の例

事業の位置付け
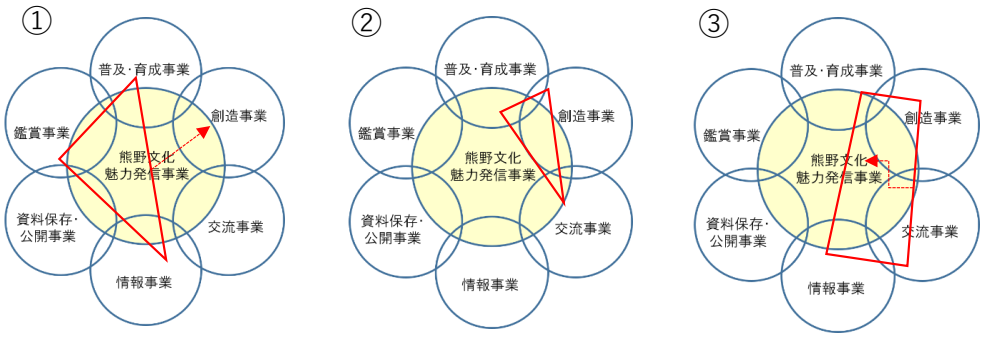

事業例①	事業種類
オーケストラ公演とワークショップ	鑑賞×普及・育成×情報 （→創造へ発展）

鑑賞		普及・育成		情報	⇨	創造
オーケストラ公演を実施	×	演奏者による市民向けのワークショップを実施	×	公演やワークショップの情報を市内外に広く発信		ワークショップで得た知識・技術を創造事業に応用

事業例②	事業種類
まちなか市民フェスティバル	普及・育成×創造×交流

普及・育成		創造		交流
日常的に施設を訪れない市民に訴求するイベント	×	施設から飛び出して新しい取組みを実施	×	商店街・学校などまちなかを巻き込んで実施

事業例③	事業種類
熊野の演劇祭（市民参加型）	普及・育成×交流×情報×創造 （→熊野文化魅力発信事業として継続・発展）

普及・育成		交流		情報		創造
熊野文化を分かりやすく、広く知らせる演劇を実施	×	事業参加する市民・熊野圏域住民の交流を促進	×	市内外に広く事業を知らせ、熊野文化の魅力を発信	×	新宮市ならではの要素を入れた演劇を新たに制作

⇩

熊野文化魅力発信事業

演劇だけでなく研究発表や音楽、その他の活動を取り込み、総合的な熊野文化の魅力を発信する事業として継続・発展。

4. プレイベント

1). プレイベントの方針

管理運営基本計画において、プレイベントの方針を下記の通り定めました。

① 開館後の自主事業・運営を見据えた活動を行う

・文化諸団体と連携したイベント開催や、熊野文化に関する勉強会など、開館後の自主事業・運営につながる活動を推進します。

・開館前から市民参加が実感できるよう、市民が積極的に関わるイベントを実施します。

② 開館に向けた取り組みを町や熊野圏域全体に広げる

・ 文化諸団体と連携した活動で、施設と町がつながるための基礎を作ります。

・「熊野文化」を発信・創造するために、熊野圏域住民とも連携していきます。

③ 施設が出来上がるまでの記録を残し、広く情報発信する

・親しみある施設として関心を持たれるよう、開館前から建築現場でのイベントや見学会など、施設が出来上がるまでの過程を広く市民と共有します。

2). プレイベントの経緯

平成 29 年度に実施した新宮市文化複合施設市民ワークショップにおいて、市民委員を中心とした第 1 次プレイベント実行委員会が結成されました。同ワークショップの中でプレイベント第 1 弾として新宮秋まつり夜の部（創作）に参加することを企画しましたが、天候不順により中止となりました。第 2 弾として商店街イベントで文化複合施設の広報や、仲間づくりを促進する活動を行いました。実行委員会の十分な人員体制づくりや円滑な活動方法について役員を中心に議論を深め、さまざまな意見交換の場への参加を積極的な参加をいただきました。平成 30 年度で第 1 次プレイベント実行委員会の活動は終了しましたが、今後の市民参画手法について引き続き検討して参ります。

3). 今後の展開

プレイベントは文化複合施設の開館に向けて重要な役割を担っています。市民はもちろん、熊野圏域全体に文化複合施設の情報を知らせることで、より多くの市民・熊野圏域住民が開館前から施設に対して親しみをもてるよう努めます。施設の情報が広く知られることで施設使用希望者が増え、開館後の貸館事業の賑わいにも繋がります。プレイベントの実施にあたっては、より広く文化関連団体や学生、商店街やまちなかで活動している市民にも協力を得て、文化複合施設を支えるための準備を進めます。スタッフ育成の研修講座を通じた市民協働の体制づくり、そして開館後につながるイベントの企画や実施を継続します。

令和元年度のプレイベントとしては「ここから Vol.1」として新宮市出身のアーティスト・向井山朋子氏によるピアノコンサートを企画・実施しました。このイベントの運営サポートを行った「ここから実行委員会」は市民を中心とした組織です。今後運営主体と連携し、文化複合施設の運営や活動を支える団体が増えていくよう、取組みを進めます。

◆プレイベントの活動

<table>
<tr><td colspan="2">新宮市文化複合施設市民ワークショップ　プレイベント実行委員会</td></tr>
<tr><td>平成29年6月4日</td><td>第1回　「プレイベントをしよう！」</td></tr>
<tr><td>平成29年7月23日</td><td>第2回　「観たい、観せたい、やってみたい！」</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成29年9月18日</td><td>第3回　「プレイベントの準備をしよう！」</td></tr>
<tr><td>文化複合施設広報のための横断幕･うちわを作成</td></tr>
<tr><td colspan="2">

</td></tr>
<tr><td>平成29年12月10日</td><td>第4回　プレイベント実行委員会役員会（組織について）</td></tr>
<tr><td colspan="2">新宮市文化複合施設市民講座</td></tr>
<tr><td>平成29年5月21日</td><td>導入編 プレイベントをはじめよう！</td></tr>
<tr><td>平成30年3月10日</td><td>図書館講演会　人づくりはまちづくり
～市民は風、図書館は帆、行政は船～</td></tr>
<tr><td colspan="2">文化複合施設プレイベント事業</td></tr>
<tr><td>令和元年10月20日</td><td>「　ここから　Vol.1 向井山朋子ピアノコンサート　」</td></tr>
<tr><td colspan="2">

プロデュース･演出　向井山朋子
運営サポート　ここから実行委員会
コーディネート 文化振興課</td></tr>
</table>

5. 開館記念事業

1). 開館記念事業の方針

開館記念事業について、管理運営基本計画では下記の通り方針を定めました。

① 多彩な公演がならぶ「オープニングイヤー」を設ける

・市民による文化活動発表や、プロによる公演、美術作品の展示、文化諸団体との連携、熊野圏域を巻き込んだ取り組みなど、多様な催しを実施するため、1年間の「オープニングイヤー」を設けます。

・幅広い世代からより多くの市民が参加する事業を目指します。

② 自主事業として継続する事業の周知を目的とする

・開館記念事業後も継続していく自主事業への関心・参加意欲を喚起する内容で周知し、継続的な来館や運営への市民参加を促進します。

③ 「熊野文化」に関する事業を市民参加でおこなう

・「熊野文化」の発信・創造に向けた第一歩としての事業を開館記念事業とすることで、継続する自主事業への橋渡しとします。

・施設を「熊野文化」の拠点として、市民と熊野圏域住民に周知します。

2). 開館記念事業の展開

施設開館後はじめての事業となる開館記念事業は、方針にさだめた通り1年間のオープニングイヤーを予定しています。長期間を通じて多様な催しを実施するために文化諸団体との連携をはじめ、市民から事業を募る、オープニングイヤーを飾る多彩な演目を選定する、新宮市出身者等への出演打診を行うなどの準備活動を進めます。準備活動から実際の開館記念事業まで幅広い層の市民、そして熊野圏域住民が関わる機会を作ります。

◆開館記念事業の制作スケジュール

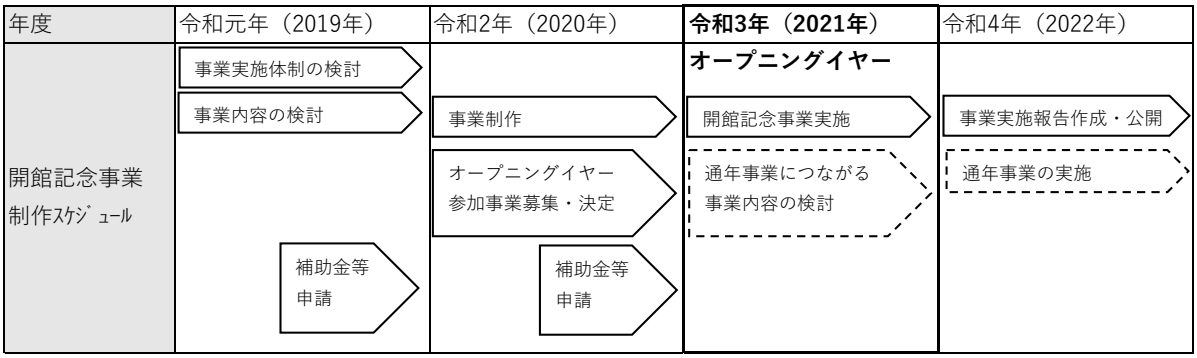

ⅱ. 貸館計画

管理運営基本計画において、貸館事業は単なる施設の貸出だけではなく、自主事業と両輪をなす重要な事業として位置付けました。また文化複合施設は公共の施設であり、施設使用者に対して公平・平等な使用機会を提供することが求められます。誰もが使いやすく活発な文化活動が行われる施設とするため、使用規則について下記の通り方向性を定めます。

1. 有料貸出エリアの設定

文化複合施設の有料貸出エリアを下記の通りとします。

分類	含まれる諸室等
文化ホール	ホール、マルチスペース、ホワイエ、ルーム1(大楽屋)、ルーム2(中楽屋)、小楽屋1・2、楽屋事務室、技術者控室
その他諸室	ルーム3(小会議室)、ルーム4(大会議室)、和室、スタジオ

黄色の部分が文化ホール、ピンク色で示している部分がその他諸室の貸出区分とします。空きスペースや駐車場については共有部分として貸出エリアに定めるかどうかは検討事項とします。

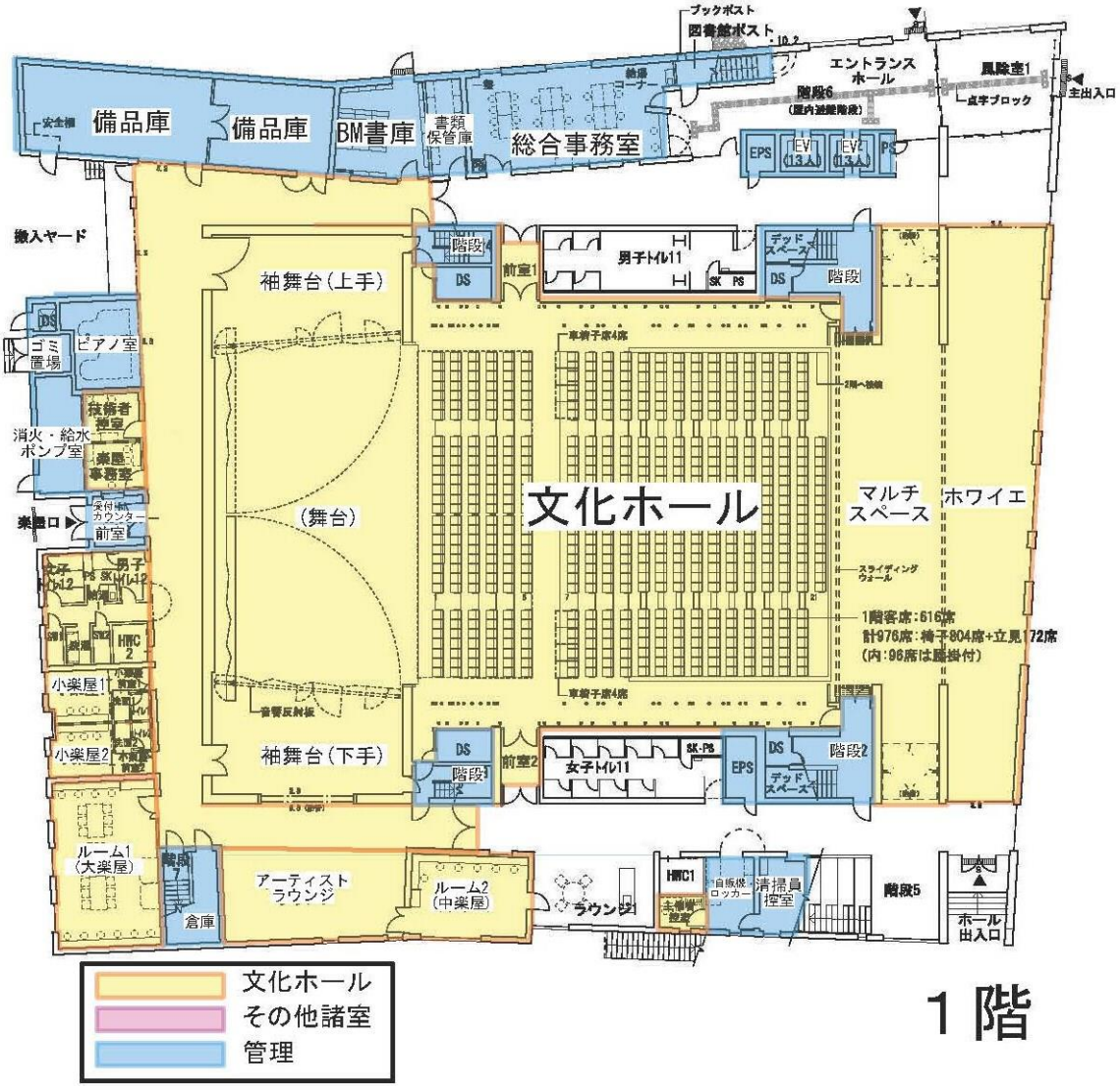

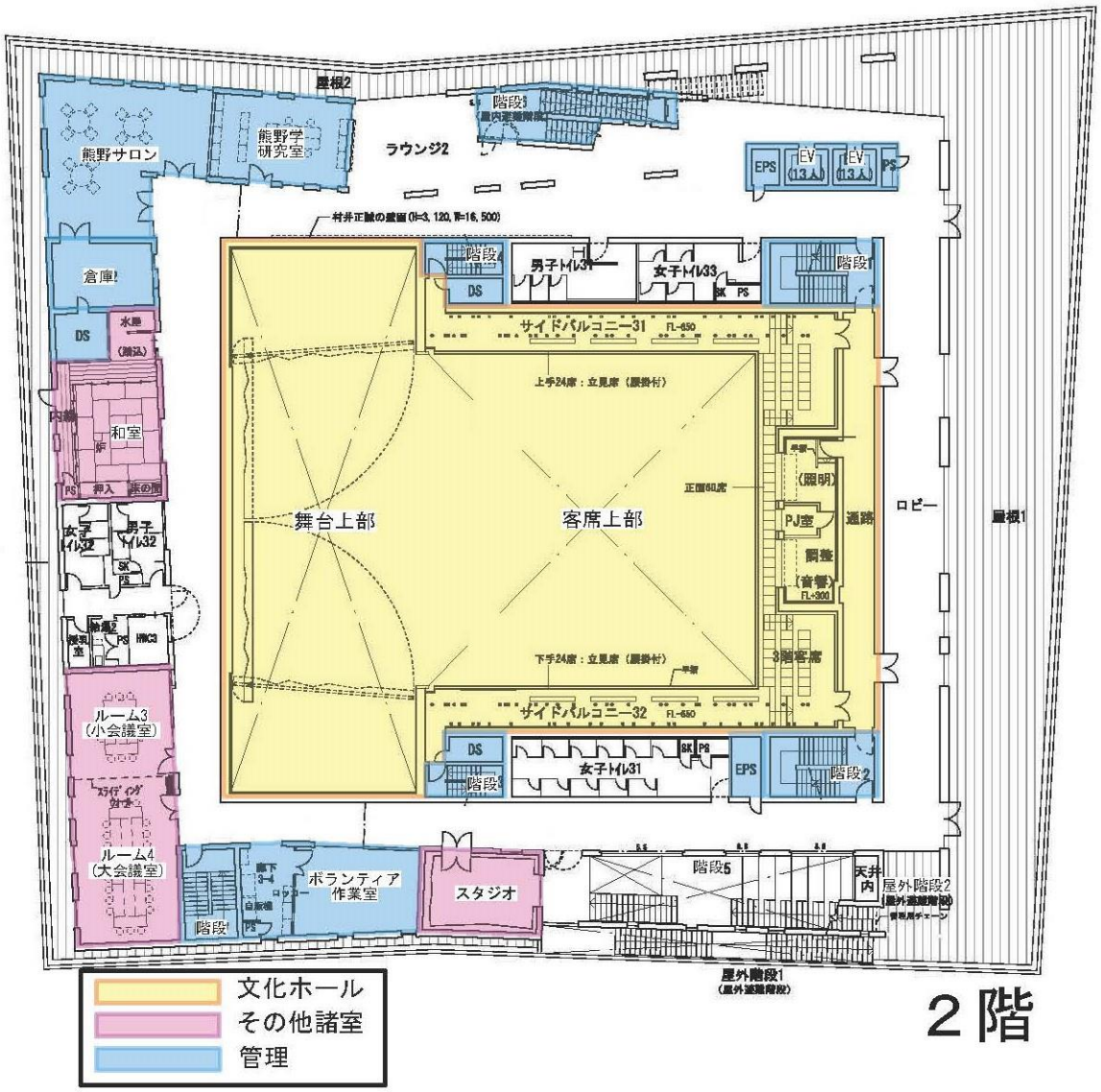

2. 細部項目

1). 休館日

休館日は年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日および毎週月曜日とします。月曜日が祝日にあたる場合はその翌平日とします。

○文化ホール

上記の休館日に加えて、設備の保守点検や安全管理のため特別休館日を設けることがあります。 ただし休館日であっても、使用者から希望があった場合には事前の申請および許可のうえ、開館できるようにします。

○図書館

上記の休館日に加えて、祝日の翌平日を休館日とします。連続した祝日時は別途休館日を設定する場合があります。また蔵書点検や書架整理のため、月に一度の特別休館日、年に一度の蔵書点検期間を設けます。

◆休館日

施設	休館日
文化ホール	・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日) ・毎週月曜日(ただし月曜日が祝日にあたる場合は翌平日) ・特別休館日
図書館	・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日) ・毎週月曜日(ただし月曜日が祝日にあたる場合は翌平日) ・祝日の翌平日 ・月に一度の特別休館日 ・年に一度の蔵書点検期間

2). 開館時間/受付時間

文化複合施設の開館時間は原則として 9 時から 21 時とします。受付時間は全館共通で 9 時から 18 時とし、日曜日は図書館のみ 17 時までとします。申請書の受付や電話、打合せなどは受付時間内に行います。

○文化ホール

時間外の使用については、使用者から希望があった場合のみ、事前の申請および許可を得ることで可能とします。行政管理において人材・予算には限りがあるため、時間外の使用は市民の自主管理による運営も視野に入れた検討を進めます。

○図書館

図書館については 9 時～18 時、日曜日のみ 17 時で閉館とします。

◆開館時間／受付時間(案)

施設	開館時間	受付時間
文化ホール	9 時～21 時	9 時～18 時 (日曜日は図書館のみ 17 時まで)
図書館	9 時～18 時 日曜日のみ 17 時まで	

3. 貸出のルール

1). 貸出時間区分

文化ホールの本番使用貸出[1]は旧新宮市民会館と同様に時間帯区分で貸出を行います。午前、午後、夜間の 3 区分制で、時間帯は下記の通りに設定します。

文化ホール以外のその他諸室については、幅広い使用者に柔軟な対応を行うため、1 時間単位の貸出とします。

◆文化ホール本番使用の貸出時間区分

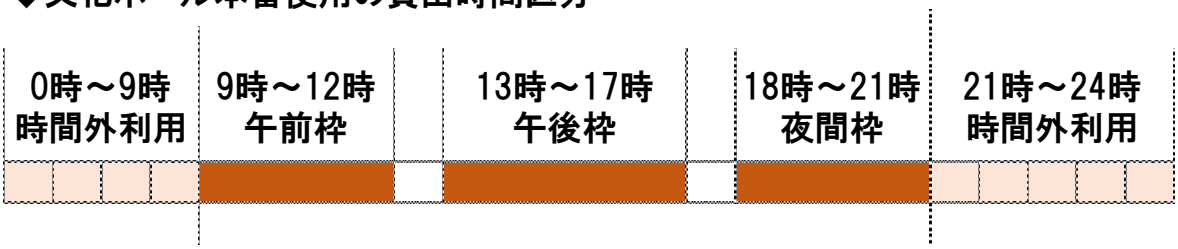

◆その他諸室貸出時間区分

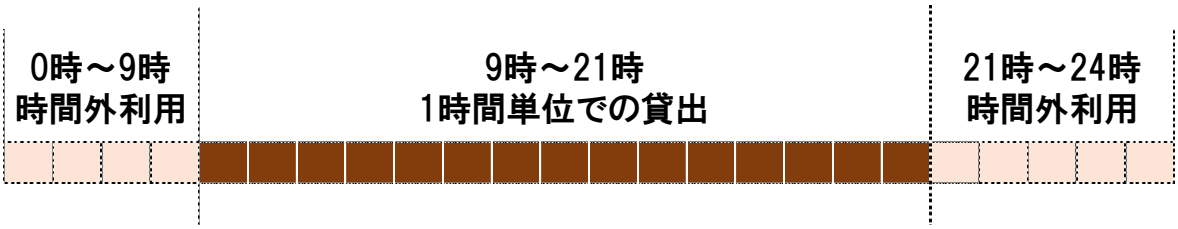

2). 予約受付開始時期

○文化ホール

予約受付開始時期については、文化ホールを本番使用する場合は使用日の 1 年前にあたる月の 1 日から 14 日前までとします。練習使用の場合は、使用日の 3 カ月前にあたる月の 1 日から 7 日前までとします。ただし、開館年（初年度）については、この限りではないものとします。

○共用部分

共用部分は文化ホールと同時使用の場合、使用日の 1 年前にあたる月の 1 日から予約可能とします。単独使用する場合には、使用日の 3 カ月前にあたる月の 1 日から 7 日前までの予約とします。

○その他諸室

その他諸室についても文化ホールと同時使用の場合、使用日の 1 年前にあたる月の 1 日から予約可能とします。単独使用する場合には、使用日の 3 カ月前にあたる月の 1 日から予約可能とします。その他諸室は、柔軟に使用できるよう予約開始から使用前日の午前中まで予約を受け付けます。

市の事業については優先予約としますが、市民使用との調整ができるように施設ホームページなどを通じて事前公開することを検討します。

---

1 本番使用とは、舞台設備や備品を使用し、来場者を入れた公演を実施すること等を指す。

◆施設使用の予約受付期間（目安）

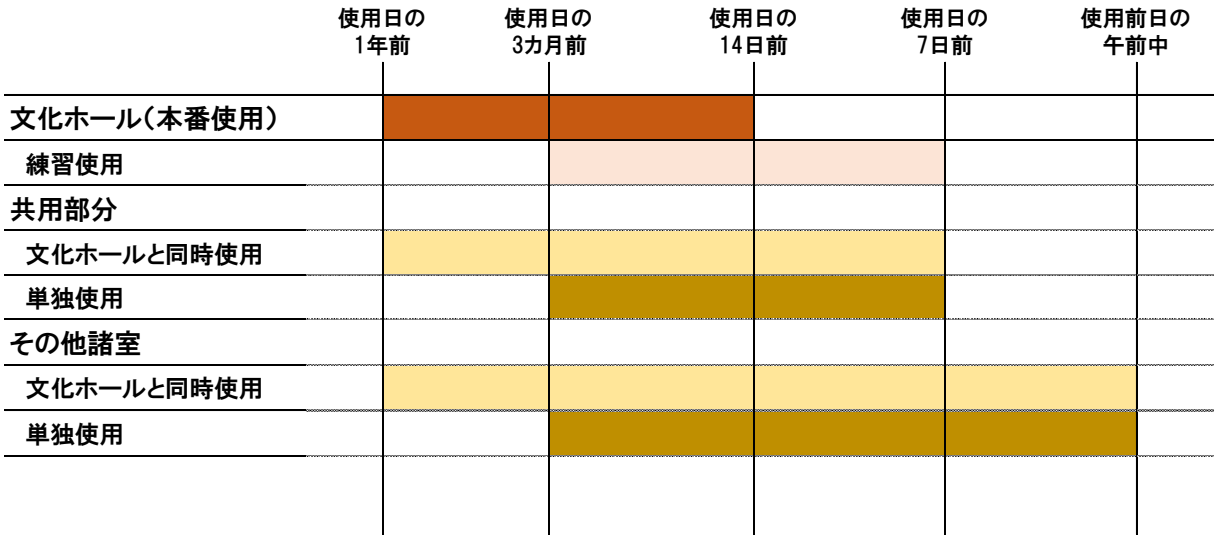

3). 使用申込・調整方法

使用の受付については市内外を問わず、使用者が公平に予約できるものとします。文化ホールの予約のみ、予約受付開始の初日に調整会議を開催して使用者同士の希望日程を整理します。希望日程が重複している場合には使用者同士が協議のうえ調整し、または抽選を実施します。

また、その他諸室については調整会議を行わず、予約受付開始日より先着順とします。

4). 図書館・共用部分の使用方針

図書館については貸出エリアを設定しません。

施設の共用部分については、賑わい創出のために貸し出しを行います。共用部分は施設使用者の通行エリアであり文化ホール使用時の待機動線にもなるため、貸し出し可能範囲を事前に設定し、通行の妨げにならないよう配慮します。

4. 使用料の考え方

1). 基本的な考え方

・多くの方々が利用しやすい使用料設定を検討します。
・文化複合施設の運営にかかる経費と受益者負担の観点を整理して、安定的かつ持続的な運営を可能とする使用料体系を設定します。
・使用料の減額・免除は原則として行いません。
・旧新宮市民会館や県内施設、近隣または同規模施設の状況等を踏まえて、使用料単価を算出して比較検討を行います。
・使用目的に応じた使用料の区分設定を行います。
・使用料には冷暖房料金を含んだ設定とすることを検討します。
・付帯設備使用料は、別に使用料を設定します。
・施設使用料は原則として前払いとします。支払い方法や、使用変更、キャンセル時の取り扱いなどを検討します。
・連続で使用する場合の基本的な制限を設けます。目的に応じて最大使用日数を変えることも検討します。

2). ホール使用料〔文化ホール〕

・旧新宮市民会館、県内施設及び近隣または同規模施設の700～1000席のホール使用料を基に、1時間1席あたりの使用料単価の平均値を参考に基本使用料を設定します。
・ホールは午前・午後・夜間の3区分の時間帯で貸出しします。

1時間1席あたりの単価算出式

1時間1席あたりの使用料単価平均 ＝ 既存施設の使用料 ÷ 開館時間 ÷ 座席数

基本使用料の算出式

平日午前区分の基本使用料

＝ 1時間1席あたりの使用料単価平均 × 午前区分の時間数（3時間） × ホール座席数

・平日の使用料は休日に比べて低く設定します。

3). 楽屋使用料〔大楽屋・中楽屋・小楽屋〕

・旧新宮市民会館、県内施設及び近隣・同規模施設の使用料を基に、1時間1㎡あたりの使用料単価の平均値を参考に基本使用料を設定します。
・ホールと同様に午前・午後・夜間の3区分の時間帯で貸出しします。

1時間1㎡あたりの単価算出式

1時間1㎡あたりの使用料単価 ＝ 既存施設の使用料 ÷ 時間数 ÷ 諸室㎡数

基本使用料の算出式

午前区分の基本使用料

＝ 1時間1㎡あたりの使用料単価 × 午前区分の時間数（3時間） × 諸室㎡数

4). その他諸室の使用料〔大会議室・小会議室・和室・スタジオ〕

・旧新宮市民会館、県内施設及び近隣・同規模施設の使用料を基に、1 時間 1 ㎡（または 1 畳）あたりの使用料単価の平均値を参考に基本使用料を設定します。

・1 時間ごとの貸出とします。

1 時間 1 ㎡あたりの単価算出式

1時間1㎡あたりの使用料単価平均 ＝ 既存施設の使用料 ÷ 時間数 ÷ 諸室㎡数または畳数

1時間あたりの使用料の算出式

1時間あたりの使用料 ＝ 1時間1㎡あたりの使用料単価平均 × 諸室㎡数または畳数

5). 使用料の割増について

・全ての貸出エリアにおいて商業または営利を目的とした使用には、入場料金に応じた割増や、相当とされる割増分を加算します。

6). まとめ

旧新宮市民会館、県内施設及び近隣・同規模施設の数値から算出した結果を参考としたうえで、文化複合施設の維持管理にかかる経費と受益者負担の観点やバランス、想定稼働率や収入の見込みなど、多角的に考察して最終的な使用料を決定します。

（参考とする施設の例）

〔県内施設〕

和歌山県民文化会館（和歌山市）、上富田文化会館（上富田町）、紀南文化会館（田辺市）、有田市民会館（有田市） など

〔近隣または同規模施設〕

紀宝町生涯学習センター（三重県）、熊野市民会館（三重県）、相生市文化会館（兵庫県）、伊予市文化交流センター（愛媛県）、勝浦市芸術文化交流センター（千葉県）、茅野市民館（長野県） など

ⅲ. 組織計画

1. 運営組織の方針（再掲）

① 新宮市および熊野圏域の文化拠点として、柔軟な運営ができる組織を目指す

・基本理念の達成のため、質の高い自主事業や貸館サービスを提供します。

・自主事業の企画制作には、芸術監督や事業アドバイザー、熊野学に関する専門家等の配置を検討します。

② 多様な場面での主体的な市民参画を実現する

・鑑賞者としての参加からボランティアとしての協力、文化諸団体との連携等、さまざまな場面で市民が主体的に参画できるような組織とします。

2. 運営主体と運営組織

1). 運営主体

管理運営基本計画において、文化複合施設は当面新宮市直営による管理運営を行い、将来的には指定管理者制度の導入を検討することを示しております。市直営での運営期間中に運営に掛かる経費や事業費の把握、文化諸団体および市内他施設との連携、市民組織の育成を行い、指定管理者による運営が効果的かつ適切に行われるよう準備を進めます。

開館記念事業を筆頭とする自主事業の取組みについては、急ぎ進める必要があります。新宮市の新たな文化拠点となる本施設の重要性を鑑み、開館準備業務に従事する職員の拡充を図ります。

2). 掌握業務

文化複合施設において運営主体が行う業務は、次のように想定されます。

◆文化ホール関連の業務（例）

業務		主な業務内容
事業関連	自主事業	年間事業計画の作成
		事業の企画・制作
		出演者等の調整、契約
		チケットの販促、販売状況管理
		稽古場の確保、稽古立会い（創造事業実施時）
		補助金、助成金獲得のための申請、調整
		当日券販売
		開催当日の全体統括
	貸館	貸館日程管理
		貸館抽選対応
		見学・下見、事前打合せ対応
		使用前後の原状確認・鍵の貸出管理
		使用時の監理
		貸館事業拡大営業
受付		来館者への施設案内、資料配布
		各種申請書・使用料の受け取り
		チケット販売
舞台技術管理		使用時の立会、操作補助
		舞台関連設備の日常点検
		関連備品の貸出・日常管理
		舞台関連設備の定期点検立会い

◆熊野学センター機能関連の業務（例）

業務	主な業務内容
事業関連	年間事業計画の作成
	事業の企画・制作
	講師等の調整、契約
資料管理	資料の保存・管理
	資料の収集・分類・公開
	熊野学に関する資料の調査研究
	熊野学に関する調査研究結果の公開

◆図書館関連の業務（例）

業務		主な業務内容
運営管理		図書館システム管理
		各種計画策定
		施設・設備の管理
		図書館協議会の開催
事業関連	自主事業	年間事業計画の作成
		事業の企画
		アウトリーチ（出前事業）の企画・運営
		企画展示等PR資料の準備作成
		館内展示・おすすめ図書等の企画・運営
		おはなし会
		読書週間行事
	自動車文庫	巡回計画の作成、連絡調整
		資料の選定・積載、貸出・返却処理、統計
		車両の点検、配本所への支援運搬
受付		利用者登録、資料の貸出・返却処理
		書架の整理、配架、予約
		レファレンスサービス（調べもの相談）
資料整理		選書・発注・受入・登録
		配架、除籍処理、蔵書点検
		月末整理
		特別整理

◆全体に係る業務（例）

業務	主な業務内容
全体	施設に関する運営管理責任
	施設内会議の実施
	市内外の他施設との調整・連絡
	関係機関との会議、研修等への出席
	視察対応
	危機管理
庶務	当初予算、補正予算編成
	予算執行（支出負担行為、支出命令等）
	時間外、出勤簿整理等の庶務
	調査・報告書・統計等の作成
	契約関係の管理
	議会、関係所管への説明書類の作成
	公印の管理
	規則の制定、改廃
	非常勤、委託業者などの労務管理
	庶務業務（消耗品の管理・発注など）
	使用料等の収納管理
広報宣伝	広報誌への掲載
	機関誌などの発行
	ホームページ管理
	情報表示設備管理（部屋ごとの催し物案内など）
	施設の周知のための広報宣伝の企画、実施
	事業の周知、券売促進のための広報宣伝の企画、実施
	市民参加への対応
	取材、記事等の管理、対応
維持管理ほか	建物や駐車場、電気・空調などの設備の管理・日常点検
	一般設備・舞台関連設備の定期点検
	植栽管理
	通常警備・巡回警備
	駐車場誘導
	通常清掃・定期清掃
連携	施設内での連絡協議
	市役所内における関係部署との連絡調整
	学校等教育機関との連絡協議
	市民団体等との協働
	ボランティア受入れ

3. 職員配置の考え方

1). 文化ホール・熊野学センター機能　職員配置の考え方

◆文化ホール・熊野学センター機能の職員配置について

文化ホール・熊野学センター機能の担当職員について、市直営の間は文化振興課職員の配置を予定しています。文化振興課はこれまで新宮市内の文化諸団体と関係を構築してきた実績があり、文化事業の実施経験もあります。また、熊野学に関する資料の収集・保存や調査研究、普及事業を通じて、地域の熊野学に関する研究者や外部専門家とも連携した事業を培ってきました。文化複合施設ではそれらの特性を活かして発展的な事業に取り組むことができます。特に今回事業の中心となる「熊野魅力発見事業」・「普及・育成事業」・「創造事業」に該当する内容の事業の実施は新たな取り組みとなります。事業の実施にあたっては市内文化諸団体をはじめ商店街や学校、あるいは研究者、また市民参画組織との綿密な連携が必要となります。

そして事業制作と同時に、補助金の獲得に向けた業務、貸館使用申請の受付やチケット販売、電話対応、許可証や請求書などの帳票作成、入金管理、広報、チケット販売促進などいずれも欠くことの出来ない重要な業務にあたるため、適切な人数の事業担当者を配置して取り組みます。

上記をふまえ、文化振興課の現職員から拡充をはかり、必要な人員数を配置します。同時に、今後の運営を見据えた人材育成や市民組織育成を実施していきます。また新宮市の魅力を活かした事業を展開するために、事業においては専門家との連携も視野に入れて、職員だけではなく地域の力を活かした運営体制を目指します。

2). 舞台技術職員配置の考え方

舞台技術職員は舞台関連設備の専門的な知識と技能を有する人材を配置する必要があるため、市職員の配置ではなく業務委託を検討します。舞台技術職員の業務は自主事業時の舞台機構・音響・照明等の操作のみにとどまらず、事前の打合せ会議への出席、舞台関連設備の安全管理、市民が文化活動で使用する際の助言・サポートなど、幅広く施設の技術面を支えるものです。

文化複合施設の有する設備を安心安全に管理し、積極的な活用が出来るよう、適切な人員配置や業務委託を検討します。また舞台技術講座などを通じて、幅広い方々へ舞台技術の基本的な技能を育成・継承していく環境を設けます。

3). 図書館職員配置の考え方

◆図書館の職員配置について

文化複合施設に設置される新図書館は、延床面積が現図書館の約 1.7 倍である約 1,200 ㎡となり、それに伴ってサービス向上の一環として蔵書数も増加させていくことが必要です。合わせて現行の自動車文庫事業、よみきかせ等の文化事業を継続・発展させることが求められます。来館者数が増大することも大いに予想されます。利用者サービスについて過不足なく充実させる必要があります。新宮市の事業量や郷土資料を数多く有する特徴などを前提に、他自治体の事例と比較し、新図書館の規模に適切な人員数を配置します。

4. 市民参画について

1). 市民参画の経緯

新宮市は平成 20 年 3 月に策定した新宮市総合計画において、まちづくりの基本理念を「一人ひとりがまちづくりの担い手」とし、目指すべき都市像として「人輝き文化奏でる都市」を掲げました。本施設についても、平成 23 年に策定した新宮市文化複合施設基本計画で「人が中心となる」ことを理念に掲げています。

この理念を実現するためには、運営主体である行政と市民が本施設を支える「人」として共に考え、共に行動することが必要です。これまで管理運営計画の策定やプレイベントの実施にあたっても学生から高齢者まで多くの市民が参加し、本施設をつくりあげるための活動を行ってきました。その経緯は下記の通りです。

◆市民参画の経緯

実施年度	実施内容
平成20年 (2008年)	熊野学センター基本構想
平成21年 (2009年)	図書館基本構想
平成21年 (2010年)	文化ホール基本構想
平成23年 (2011年)	新宮市文化複合施設基本計画策定 (市民・市内団体・webアンケート実施)
平成28年 (2016年)	新宮市文化複合施設管理運営基本計画策定 新宮市文化複合施設管理運営検討委員会(全9回開催) 新宮市文化複合施設管理運営市民ワークショップ(全4回開催)
平成29年 (2017年)	文化複合施設周知活動プレイベント実行委員会(ワークショップ全3回開催) プレイベント実行委員会活動
平成30年 (2018年)	新宮市文化複合施設管理運営検討委員会(全2回開催) プレイベント実行委員会活動
令和元年 (2019年)	新宮市文化複合施設管理運営実施計画策定 新宮市文化複合施設管理運営検討委員会(全3回開催) プレイベント(ここからVol.1 向井山朋子ピアノコンサート)

2). 市民参画の方向性

管理運営基本計画において、市民参画の方向性および参画における報酬の考え方を以下の通りとしました。

> （3）市民参画の推進
>
> 管理運営検討委員会や市民ワークショップの中で、事業や活動に多くの市民が積極的に参加することによって、市民自身が成長していくことが求められています。これまでの提言やご意見を踏まえ、下記のような市民参画の実現に向けた取り組みを推進します。あわせて、チケット購入等に活用できるボランティアポイント制度の設置を目指します。
>
> また、市民参画の実現に向け、プレイベント等を実行しながら、自主事業や施設運営を支援いただける市民組織の立ち上げを目指します。
>
> ●市民参画の内容
> ・会員組織（友の会等）への参加
> ・図書館におけるよみきかせや書架整理、選書
> ・チケットもぎりや観客誘導、広報宣伝、情報収集等の支援
> ・自主事業の企画、制作
> ・文化諸団体と協力した施設と町をつなぐ活動
> ・施設の運営

これをふまえ、引き続き市民が積極的に文化複合施設の運営に関わり、「自分たちの施設」として活用することを目指します。また商店街などと連携したまちづくりへの寄与、学校との連携、文化諸団体との協力など、市民同士の交流を通じて施設の賑わいを創出します。市民および熊野圏域住民が気軽に集まり交流する施設にするために、文化ホールや図書館の直接使用者として訪れるだけではなく、興味のあることを発見し参加してもらえるよう魅力ある活動を進めていきます。市民参画の裾野を広げることでより多く幅広い世代が本施設に集う機会をもてるよう、入口となるような試みを続けます。

また施設をより活用するための手法として、将来的に市民による自主管理方式を検討します。運営主体の職員数および管理できる時間帯には限りがあります。一方で市民ワークショップなどでは「休館日や開館時間外に施設を使用したい」という意見が活発に挙がりました。この意見をふまえ管理時間外に使用希望が入る場合には市民の自主管理によってホール・楽屋・スタジオを使用できるよう、責任区分や運用にかかるコストを検討していきます。

3). 市民参画の展開

令和元年度、向井山朋子氏プロデュースのプレイベント「ここからVol.1」の運営サポートという形で市民参画の実行委員会「ここから実行委員会」が組織されました。今後新たなイベントの運営・企画やサポートを実現する市民参画組織の活動が続き、将来的には法人化等を含めた展開が期待されます。文化活動を行う市民の参加を幅広く募り、指導者として専門家の参入も視野に入れた組織づくりを推進するため、施設の運営主体である新宮市と市民が協力して市民参画体制を実現するよう努めます。

◆市民参画業務の位置付け

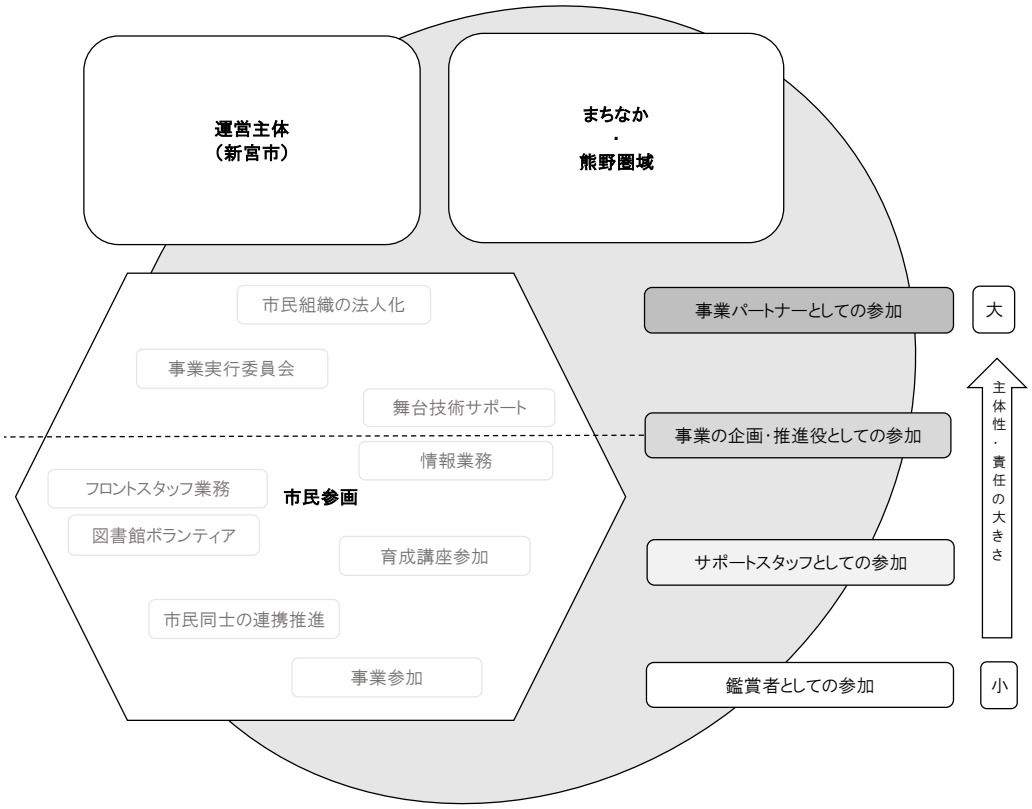

◆市民参画業務の例

分類	業務内容	具体例
全館	熊野圏域連携活動	市内および熊野圏域の文化的な連携を推進する 学校や商店街、近隣地域とのつながりを深める
	事業企画制作業務	自主事業の企画立案、制作補助 貸館事業の利用推進、制作補助
	情報業務	市内および熊野圏域での文化芸術関連情報収集、 機関誌の編集・ホームページの運営補助 施設で開催するイベントの広報活動補助
	情報記録業務	イベントの様子の写真や映像撮影、 アンケートの実施　など
	施設管理維持業務	施設内や周辺の清掃、花木の世話、 作品の展示や飾りつけ　など
	スタッフ育成業務	技術を高めるための講座や研修への参加、 経験や知識を活かした指導　など
	施設見学者案内	施設見学者への応対
	託児業務	有資格者による乳幼児の一時預かり
	事業評価参加	事業評価に市民組織の代表が参加
ホール	場内整理業務	駐車場係、場内誘導係など
	フロントスタッフ業務	チケットのもぎり、客席案内、クローク係、など
	舞台スタッフ業務	搬入・搬出補助、舞台美術・舞台照明・舞台音響 などの仕込み作業補助、ピンスポットの操作など
図書館	図書館業務補助	本の整理、本の修理、絵本のよみきかせ、 選書等に関する協力、企画展示・本の紹介など
熊野学	熊野文化保存事業補助	熊野文化に関する活動の補助 講座や研修への参加　など

ⅳ. 事業評価

1. 基本的な考え方

文化複合施設の運営や事業については、基本理念や実施計画に従って適切に実施されているか、定期的な評価を行うことが必要です。評価にあたっては、専門家や有識者、そして市民の代表を委員に交えた第三者機関として事業評価委員会を設置するなど、複数の視点から文化複合施設の運営を評価できる仕組みを考察します。評価項目については施設稼働率や事業実施数などの数値目標に対する達成率、経営努力が行われているか、そしてまちなかの賑わいや市民文化活動活性化への貢献、熊野圏域の活動拠点として役割を果たしているかなど数値化されない基準も設けて総合的に評価を行います。

また実施事業に対して個別に公演後のアンケートを実施することで、各事業に対する評価を行い、結果を分析・検討することによって運営や事業計画に来場者の声を反映し、改善につなげます。

◆事業評価項目（例）

分類	評価項目例
施設の役割	圏域内の文化活動・交流の拠点としての役割を担っているか
	まちなかとの連携や賑わい創出に寄与しているか
	熊野（新宮）ブランドを高める付加価値を生み出しているか
自主事業	年間観客数・リピーター観客数・延べ公演数　など
	高齢者・障がい者・お子様連れ来場者・外国人などの鑑賞サポートを行っているか
	学校や教育機関、福祉施設等、他分野と連携した事業を行っているか
貸館事業	年間利用件数・担当窓口や技術スタッフの対応への満足度・クレーム数　など
	利用者の意見を集めるための仕組みがあるか
	利用者が公平・平等に利用できる運用となっているか
経営努力	自主財源比率
	助成金など外部資金の活用がされているか
内部管理	安全管理・リスク管理への対応
	職員の育成・スキル向上を目指す取組み

2. 事業評価の展開

開館に向けて実施されるプレイベントから個別事業のアンケートを行うことに努め、開館前から要望や意見を収集できる貴重な機会を活用します。個別事業に対するアンケートは年に 1 度結果をまとめて報告書を作成します。事業評価の実施主体となる事業評価委員会など、適切な評価が行える体制づくりに努め、自主事業や運営について意見を交わし、次年度の計画や取組みへの指針とします。

事業評価の記録等は市のホームページに掲載するなどの形で公開し、文化複合施設の使用実態や取組みについて広く知らせるものとします。

◆事業評価のスケジュール

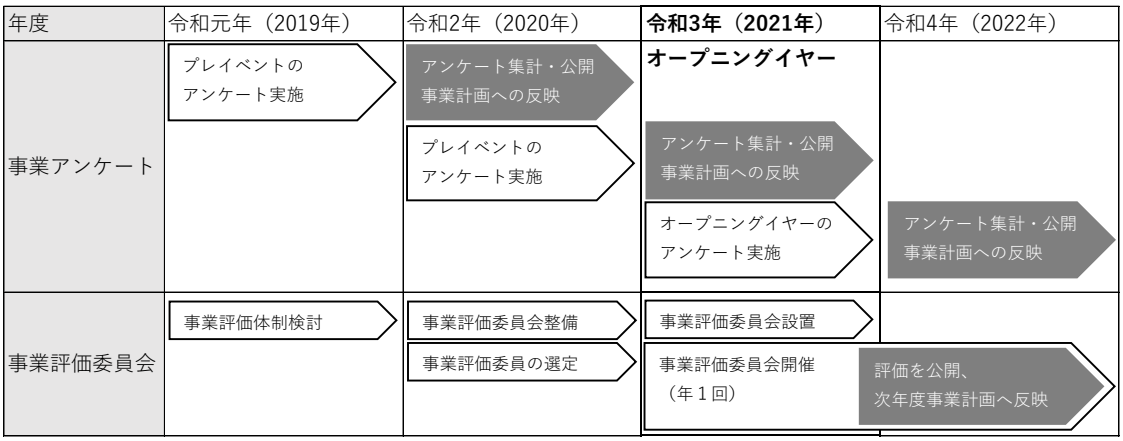

v．広報宣伝計画

1．基本的な考え方（再掲）

① 事業を知らせるだけでなく、施設全体の情報を知らせる活動をおこなう
・事業の開催がなくても賑わいのある施設になるよう、施設の理念や位置付けを広く発信し、来館者を増やすよう取り組みます。
・取り組みを通じて、貸館使用率の向上を目指します。
② まちなかを巻き込み、仲間を増やす広報宣伝をおこなう
・文化諸団体と協力し、施設の活動を広くまちなかで知らせることで、多様な市民参加の形を実現するよう努めます。

2．広報宣伝の取り組み

文化複合施設の広報宣伝については、管理運営基本計画で(1)開館の周知と施設情報の開示、(2)事業の周知、(3)事業の評価　という3項目を定め、それぞれ取り組みの指針を定めました。令和 3 年度の開館に向け、文化複合施設についてより多くの市民、そして熊野圏域住民に情報を届けることが必要です。下に示したスケジュールや手法をふまえ、さらに積極的な取り組みを実施するよう取り組みます。同時に市民が持つネットワークを通じて細やかな周知活動を継続し、開館後までつながる協働の取り組みをつくりあげます。

広報宣伝手法(例)	実施主体	
	新宮市	市民
市の広報	○	
市のホームページ	○	
施設パンフレット	○	
報道機関への情報提供	○	
情報誌の作成	○	○
情報誌の配布	○	○
SNSの活用	○	○
愛称募集	○	
ロゴマーク検討	○	
チラシ･ポスター	○	○

◆広報宣伝のスケジュール

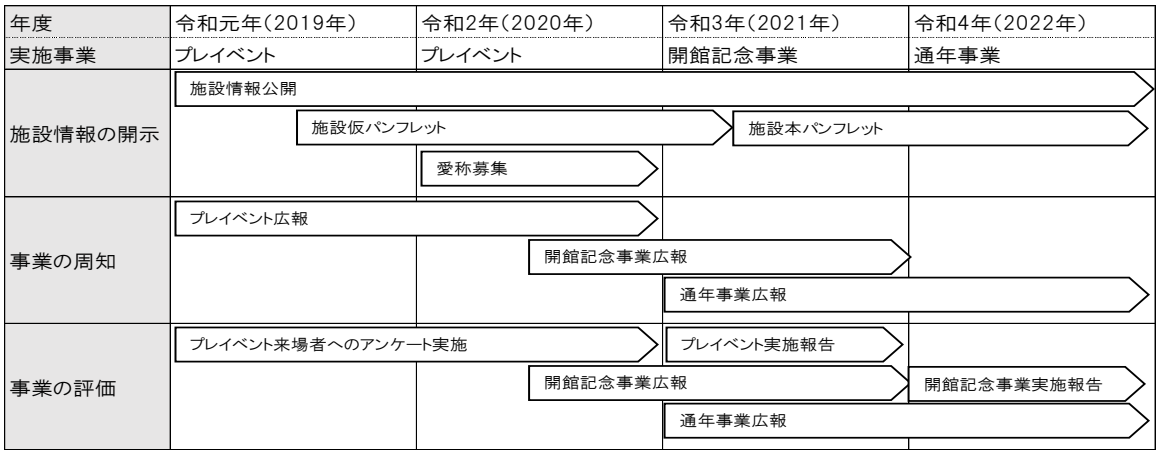

○愛称募集

開館前から開館後まで、また幅広い世代の市民が文化複合施設に親しみをもつための施策として、愛称募集を実施します。開館前の施設に市民が関わることの出来る機会を設けることで、施設情報や開館に向けた期待を醸成することを目指します。

vi. 収支計画

1. 収支項目の検討

収支の項目について、管理運営基本計画では下記のように記されています。

（１）施設維持管理・貸館の収支項目

【主な収入項目】

項　目	内　　容
使用料収入	施設の使用料、備品・設備の使用料等
その他収入	チケット販売受託手数料、自動販売機設置手数料等

・使用料は、適正であること、公平であること、使用状況に即していることを基本的な考え方として設定します。

【主な支出項目】

項　目	内　　容
人件費	職員給与等
委託費	設備の点検、清掃、警備等の費用
光熱水費	電気、水道、ガス等の使用料
事務費	通信費、旅費交通費、消耗品費等
修繕費	故障、老朽化に伴う修繕・更新費

・人件費は、事業実施のために必要な組織づくりとあわせて人員の配置を検討します。

・委託費、光熱水費等の維持管理費は、施設の規模・設備、稼働率によって大きく異なるため、今後作成する実施設計を基に試算を進めます。

（２）自主事業の収支項目

【主な収入項目】

項　目	内　　容
入場料収入	チケット代、参加料等
助成金・補助金収入	国や財団等からの文化事業への助成・補助
協賛金	企業、団体等からの協賛による収入
広告料	プログラム、チラシ等への広告掲載料

・質の高い事業展開のために収入確保が必要となることから、民間や公的機関等の助成制度を積極的に活用します。

2. 収支の考え方

文化複合施設は、施設の規模も大きく多様な設備も備えるものとなります。旧新宮市民会館の貸館事業中心の管理運営だけではなく自主事業も積極的な展開をしていくことから、経費は大きくなることが想定されます。しかしながら、安心安全な施設の管理運営には必要な人員の配置、維持管理費はいずれも削ることが出来ない項目でもあります。

貸館使用料については重要な収入に位置付けられますが、使用料のみで運営経費を全てまかなうことはできません。公共施設としての役割の面から、より多くの方々に施設を利用していただける使用料体系を整備することが大切となります。同時に継続して安定的な収入を得られるよう稼働率向上施策にも取り組んで行く必要があります。

限りある予算の中で最大限の効果を発揮するため、効率的な経費節減策と、積極的な収入の向上策を打ち出す必要があります。公共施設としての役割を損ねることなく、基本理念を全うした施設運営を目指していきます。

また、将来的な指定管理者制度の活用を視野に入れ、開館から数年間の収支状況を詳細に記録・検討し、適正な予算規模を把握するよう努めます。

■収支構造改善に向けた取り組み（例）

収入向上施策	適正な使用料の設定を行う。
	積極的な貸館事業の推進によって、施設使用料収入の促進を行う。
	魅力的な事業展開によって、入場料収入の向上を目指す。
	自主事業においては、民間や公的機関等の助成制度を積極的に活用する。
支出節減施策	施設維持管理費の内容を適宜検討し、適切な目標設定を行う。
	設備の日常点検を通じて、施設の保全に努める。
	事業評価を基に事業内容の振り返りを行い、事業費支出の検討に活かす。

vii. 危機管理・安全対策

1. 危機管理・安全対策の考え方

本施設は交流の拠点として、市民のみならず熊野圏域住民、また観光客が多数訪れる施設として位置付けられています。また文化ホール・図書館・熊野学センターの3機能を有する複合施設であり、来館者は目的施設に応じてさまざまな動線を使用することになります。幅広く訪れる来館者が安心して過ごせる施設であるために、恒常的な危機管理・安全対策を行うことが必要です。また日常的に施設内に目が届くよう、設備や人員体制を整えることが必要です。

1). 施設・設備の日常点検・保守管理業務

幅広い世代が長く活用することのできる施設として、建物・設備の点検を実施し、来館者の安全確保を行います。日常的な点検・保守管理の継続実施によって長期的な施設の保全に努めるとともに、維持管理費の効率的な運用を目指します。

日常点検･保守管理 （例）	
項目	内容
建築施設	日常的に建物の状況を確認し、劣化箇所や修繕を必要とする箇所を把握する。軽微な補修等は随時対応し、安全管理に努める。
施設設備	空調設備･電気設備･ネットワークシステム等、施設設備についても定期的に点検を行い、安定した施設運営につなげる。
舞台関連設備	舞台機構、照明･音響設備等、舞台関連設備は高頻度の利用でも事故のないよう、定期点検や日常的な安全確認･利用者への指導を通じて整備を行う。
備品管理	ピアノをはじめとした楽器備品等、定期的なメンテナンスを要するものに適切な点検機会を設け、利用者が使いやすい状態を整える。
清掃管理	利用後の施設確認や日常的な清掃を通じて、施設の環境を快適な状態に維持するよう努める。またごみの分別や減量も推進する。

2). リスクマネジメント

本施設を交流の拠点として集う来館者が安心して過ごせるように、施設内でのリスクマネジメントを体系化し、マニュアル・体制を整備します。施設使用者に対しても緊急時対応の指導を行い、有事に備えた協力体制の構築に努めます。また施設使用や自主事業の実施にあたっては多くの個人情報を取り扱うことになるため、その管理や破棄について教育の機会を設けて適切な運用を行います。

リスクマネジメント （例）	
項目	内容
マニュアル作成	施設内での急病人･けが人発生時や不審者･不審物への対応等、災害以外にも想定される危機管理についてマニュアルを整備する。
情報管理	施設内で取り扱う個人情報の保護･情報システムの適切な運用について教育を行い、担当者を明確化する。また自主事業や図書館の活動については著作物の取扱いが想定されるため、著作権の保護に対しても同様に実施する。
利用者への指導	施設利用者との事前打合せや申込時のやりとりを通じて、危機管理についての指導を行う。

3). 災害対策

本施設は耐震性が確保され、風水害に強く、耐候性のある建築となっています。災害発生時には避難所である既存体育館と連携を図りながら安全確保に努めます。災害発生時にも来館者の安全を確保するため、危機管理マニュアルの整備や定期的な避難訓練を通じて、有事に備えます。

災害対策 （例）	
項目	内容
災害対策体制整備	災害時に施設職員がどのように行動するか、体制を整備し、緊急時に即時対応できるよう備える。
マニュアル作成	災害時の行動指針や設備対応、利用者への案内などの危機管理マニュアルを体系的に整える。
訓練実施	地震、火災、水害等、実際の災害を想定した避難訓練を定期的に実施することで、緊急時の対応を確認･習熟する。

Ⅴ. 開館までの年次計画

開館までの年次計画として、下に示したスケジュールが予定されています。基本理念を実現する施設を目指し、令和 3 年度の開館に向けて、新宮市と市民が協働しながら進めていきます。

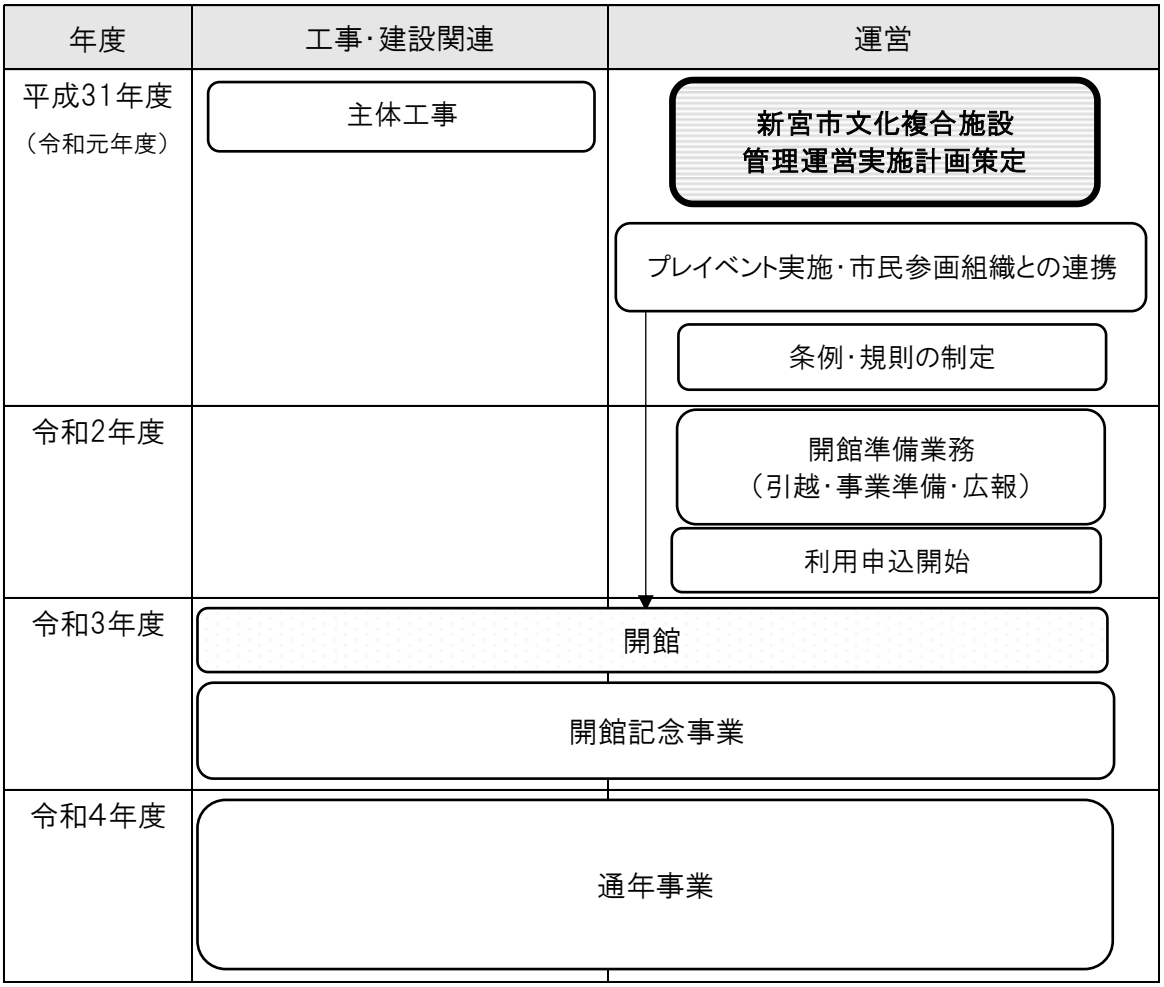

参考資料

1．新宮市文化複合施設管理運営検討委員会の開催状況

回	開催年月日	主な内容
第1回	平成28年1月14日	管理運営検討委員会について
第2回	平成28年2月24日	管理運営計画について 検討スケジュールについて 管理運営基本方針･事業活動基本方針について
第3回	平成28年3月27日	施設設計の見直し案について （3棟から2棟への変更）
第4回	平成28年4月15日	文化ホール事業および図書館事例について
第5回	平成28年7月5日	自主事業方針について プレイベント･開館記念事業の方向性について市民参加について
第6回	平成28年8月5日	自主事業方針について プレイベント･開館記念事業方針について市民参画の方向性について 市民参画の方向性
第7回	平成28年9月15～16日	先進事例視察
第8回	平成28年10月4日	運営組織について 施設管理計画について
第9回	平成28年12月19日	管理運営基本計画への提言書について
第10回	平成30年2月26日	施設の配置について 平成30年度以降のスケジュールについて
第11回	平成30年10月19日	管理運営実施計画の位置付け･構成について 市民参画についての大方針
第12回	平成30年12月18日	自主事業計画について 貸館事業計画について
第13回	令和元年7月5日	貸館事業計画について（利用規則）
第14回	令和元年8月23日	貸館計画について（料金関連事項） 市民参画の範囲について
第15回	令和元年10月1日	管理運営実施計画提言書について

2. 新宮市文化複合施設管理運営市民ワークショップの開催状況

回	開催年月日	主な内容
第1回	平成28年5月15日	事業計画を考えよう
第2回	平成28年6月12日	開館記念事業・広報計画・プレイベントを考えよう
第3回	平成28年7月17日	市民参画を考える
第4回	平成28年8月8日	施設のルールを考える

3. 新宮市文化複合施設市民ワークショップ　プレイベント実行委員会の開催状況

回	開催年月日	主な内容
第1回	平成29年6月4日	プレイベントをしよう！
第2回	平成29年7月23日	観たい、観せたい、やってみたい！
第3回	平成29年9月18日	プレイベントの準備をしよう！
第4回	平成29年12月10日	プレイベント実行委員会役員会（組織について）

4. 新宮市文化複合施設開館前自主事業（プレイベント）開催状況

回	開催年月日	主な内容
第1回	令和1年10月20日	ここから　Vol.1　向井山朋子ピアノコンサート

5. 新宮市文化複合施設市民講座の開催状況

回	開催年月日	主な内容
第1回	平成29年5月21日	導入編 プレイベントをはじめよう！
第2回	平成30年3月10日	図書館講演会　人づくりはまちづくり ～市民は風、図書館は帆、行政は船～

6. 新宮市文化複合施設管理運営検討委員会　委員名簿

		氏名	備考
1	委員長	関 康之	有識者（新宮商工会議所会頭）
2	副委員長	勢古 啓子	有識者（新宮市商店街振興組合連合会理事）
3	委員	川口 幸三	有識者（元和歌山県立紀南図書館館長）
4	委員	桝谷 卓宏	有識者（新宮市立図書館館長）
5	委員	榎本 義清	有識者（新宮市自治会連合会会長）
6	委員	那須 文彦	有識者（上富田文化会館舞台技術担当）
7	委員	東 俊孝	有識者（新宮市民音楽祭副実行委員長）
8	委員	雜賀 裕文	公募委員
9	委員	竹中 美恵	公募委員
10	委員	城庵 浩	公募委員

（令和元年 10 月時点）